

業 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 4 日

会 員 各 位

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の取扱いにつきましては、今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和2年9月30日まで延長することとした旨、国土交通省より日整連を通じて別紙の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和2年5月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
点検整備推進対策官

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について、令和2年4月2日付け事務連絡により連絡しているところです。

今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、別添により本取扱いの適用期間を令和2年9月30日までとしましたので、連絡いたします。

別 添

国自安第 1 1 号
国自旅第 4 4 号
国自整第 2 7 号
令和 2 年 5 月 1 2 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和 2 年 3 月 3 1 日付け国自安第 2 1 5 号、国自旅第 3 3 3 号、国自整第 3 5 7 号により通知しているところです。

今般、政府の緊急事態宣言が 5 月 3 1 日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和 2 年 9 月 3 0 日までとしますのぞ了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和 2 年 6 月 3 0 日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年 9 月 3 0 日までと読み替えるものとします。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。